

經濟安保法

懸念残した国会審議

経済安全保障推進法が国会で成立した。経済活動に国が介入するうえでは透明性と民主的決定の確保が不可欠だが、この法律では具体的な運用の多くが政府が今後決める政省令に委ねられた。国会の審議でも政府側はあいまいな説明に終始した。過度な介入につながらないか、懸念を抱かざるをえない。

朝日新聞の社説は、国際環境や技術の変化を踏まえた政策対応の必要性は認めつつ、経済活動や国際分業への悪影響を軽視せず、「介入は最低限度にとどめるべきだと主張してきた。推進法も、規制措置で「経済活動に与える影響を考慮」し、「合理的に必要と認むられる限度」に止める」と明記した。

も、法範な介入を可能にするし、の法律の重大性を考えれば、できる限り具体性をもつて、国会で妥当性を議論すべきであつた。説明をしなかつた政府側の責任は重大だが、野党の監視機能も十分に發揮されたのか、疑問が残る。

推進法は、①経済や國民生活に不可欠な「特定重要物資」の供給網を強化②基幹インフラ14業種の設備に懸念のある製品が導入されないか事前に審査③先端技術での富民協力④原子力や高度な武器に関する技術の特許

しかし一方で、特定重要物資や事前審査対象になる設備の指定など、政令や省令に委ねられた項目が1888カ所に上った。これは、どんな経済活動がどの程度規制されるのかがはつきりしない。

衆参両院の審議会は付帯決議で、企業の自主性尊重などと加えて施行状況の国会や国民への説明を求めた。今後、政府が政省令を決めるにあたって、いやした点を誠実に実行することを最低条件である。企業や研究者など幅広い声に耳を傾け、規制のルールを明確にしなければな

非公開——が柱だ。違反には最大懲役2年の罰則がある。

政府は特定重要物資の供給を担う企業に助成したり、基幹インフラを担う企業への審査結果次第で勧告や命令を出したりで、協力を促す仕組みだ。

国会審議で未明確化を野党に問われても、政府側は「予断をもつて言及しない」などと述べて詳細を語らなかった。恣意的な運用や過度な介入への歯止めも具体的に示されていない。

制度の細部を政省令に委ねるところもあるだろう。それにしても

政府の裁量が大きい「アメとムチ」は、天下りなどの癪着や利権の温床にむなぎがちだ。安保を名目と、そつしたゆがみが生じるようなことはあってはならない。そのためにも、国会は引き続き監視を強めるべきだ。